

ひょうごけんたかちやう お た か ら
兵庫県多可町「御TAKA楽」まんさいツアー企画運營業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、兵庫県多可町「御TAKA楽」まんさいツアー企画運營業務実施にあたり、その業務を受注する業者を選定するために必要な事項を定めたものである。

2 委託業務の内容

- (1) 業務の名称 兵庫県多可町「御TAKA楽」まんさいツアー企画運營業務委託
- (2) 業務の内容 仕様書（別紙1）のとおり。なお、必要と認める事項は企画提案書にて説明すること。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月8日
- (4) 委託上限額 2,000,000円（地方税及び地方消費税を含む）
- (5) 提出場所 多可町特産品認証委員会（多可町商工観光課内）

3 委託業者選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式により選定する。

4 参加資格

本業務のプロポーザルへの参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とし、多可町特産品認証委員会がその資格を認めた者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 観光庁長官又は都道府県知事による旅行業登録を受け、第1種旅行業者又は第2種旅行業者であること。
- (3) 実施営業所において、旅行業法第11条の2に規定する総合旅行業務取扱管理者又は国内旅行業務取扱管理者を選任していること。
- (4) 本業務に類似する業務を1年以上営んでおり、国や自治体における業務実績があること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225条）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (8) 公租公課を滞納していないこと。

- (9) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (10) 参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から受託候補者の決定日までの間に参加資格に関する用件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

5 実施要項等の配布

- (1) 配付期間 平成 30 年 5 月 1 日（火）午前 8 時 45 分から
- (2) 配付方法 実施要項等は、担当窓口において配付する。また、多可町ホームページからもダウンロードできる。(https://www.town.taka.lg.jp/)

6 参加希望書の提出

本事業に参加を希望する場合は、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加希望書（様式 1）
- (2) 提出期限 平成 30 年 5 月 18 日（金）午後 5 時まで
- (3) 提出方法 持参または郵送（簡易書留） 期限当日必着
- (4) 提出先 〒677-0105 兵庫県多可郡多可町八千代区下村 316 番地 2
多可町役場八千代北仮本庁舎
商工観光課内 多可町特産品認証委員会

7 質問の受付及び回答

企画提案書等の作成に関し質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式 2）
- (2) 提出期限 平成 30 年 5 月 18 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メールのみ E-mail:shoko@town.taka.lg.jp
※件名を「プロポーザルに係る質問」とし、送信後、担当窓口へ電話により送信したことを知らせること。電話による質問は受け付けない。
- (4) 回答方法 随時回答をおこなう。他の事業者に対しても、重複事項を整理し、質問及び回答を公開する。（質問者名は非公表）
なお、質問は企画提案書等の内容に関するものに限り受け付ける。
- (5) その他 提出期限後の質問は、いかなる理由があっても受け付けない。

8 企画提案書等の提出

仕様書の内容を踏まえ以下のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 提出書類一覧（別紙 2）のとおりに
- (2) 提出期限 平成 30 年 5 月 31 日（木）午後 5 時まで
※期限までに提出がない場合は、辞退したものと見なします。
- (3) 提出方法 持参または郵送（簡易書留） 期限当日必着
- (4) 提出部数 A 4 サイズで 15 部（正本 1 部、企画提案書のみを 14 部）

- (5) 提出先 〒677-0105 兵庫県多可郡多可町八千代区下村 316 番地 2
多可町役場八千代北仮本庁舎
商工観光課内 多可町特産品認証委員会

9 受注候補者（最優秀提案者）の選定

選定委員会を設置し、プレゼンテーションにより、受注候補者（最優秀提案者）を選定する。

- (1) 実施日 平成 30 年 6 月 5 日（火）多可町役場八千代北仮本庁舎
※時間は別途決定し、プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。
- (2) 実施方法
- ① 1 事業者につき 30 分以内（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分以内）とする。
 - ② 配置予定の担当者は必ずプレゼンテーション審査に出席すること。
 - ③ 提出された資料をもとにプレゼンテーションを行い、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。
 - ④ プロジェクター本体（Canon X700）、スクリーン及び接続ケーブルは主催者が用意するが、パソコン、その他必要な機器は参加者が用意すること。
 - ⑤ プレゼンテーションは非公開とする。
- (3) 選定方法等
- ① 受託候補者の選定は、選定委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションの内容を「審査項目（別紙 3）」に基づき総合的に審査し、受託候補者（最優秀提案者）を選定する。
 - ② 参加事業者が 1 社のみの場合においても、提出書類及びプレゼンテーションによる審査のうえ、妥当であると判断された場合は受託候補者として決定する。
- (4) 通知方法 平成 30 年 6 月 12 日（火）までに選定結果を参加者に通知する。

10 契約の締結

- (1) 前記 9（3）により本委託業務の受託候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなった場合又は多可町から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- (2) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容は多可町特産品認証委員会との協議により決定する。
- (3) 多可町財務規則に定める随意契約の手続きにより委託契約を締結し、契約書を取り交わす。
- (4) 業務委託料の支払いは前金払いをすることができる。

11 その他

- (1) 本プロポーザルに要した費用は、それぞれの提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書や会社概要等、提出した書類に虚偽があった場合は失格とする。
- (3) 提出された提案書等は、差し替え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された書類は返却しない。
- (4) 審査経過は公開しない。また、審査結果に対しての異議申立は受け付けない。
- (5) 本業務により得られた成果物に係る著作権、所有権その他の権利は多可町特産品認証委員会に帰属する。

12 選定スケジュール

選定までのスケジュールは下記のとおりとする。

項目	期 日	備 考
公募開始	平成 30 年 5 月 1 日 (火)	
参加希望書提出期限	平成 30 年 5 月 18 日 (金)	午後 5 時まで (必着)
質問書提出期限	平成 30 年 5 月 18 日 (金)	午後 5 時まで (必着)
企画提案書提出期限	平成 30 年 5 月 31 日 (木)	午後 5 時まで (必着)
選定委員会開催	平成 30 年 6 月 5 日 (火)	
選定結果通知	平成 30 年 6 月 12 日 (火)	(予定)

13 添付資料等

- (1) 業務委託仕様書 (別紙 1)
- (2) 提出書類一覧 (別紙 2)
- (3) プロポーザル審査項目 (別紙 3)
- (4) プロポーザル参加希望書 (様式 1)
- (5) 質問書 (様式 2)
- (6) 企画提案書表紙 (様式 3)
- (7) 会社概要書 (様式 4)
- (8) 業務経歴書 (様式 5)

14 問い合わせ先

〒677-0105 兵庫県多可郡多可町八千代区下村 316 番地 2

多可町役場八千代北仮本庁舎 商工観光課内 多可町特産品認証委員会

TEL : 0795-32-4779 FAX : 0795-32-3814

E-mail : shoko@town.taka.lg.jp